

令和4年2月22日 招集

令和4年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
 令和4年2月22日（火）午後1時30分
 本館4階委員会室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第1号	臨時代理による事務処理の承認について (令和3年度教育費補正予算の見積り申出について)	1
第4	議案第2号	門真市立第四中学校区小中一貫校の学校種について	7
第5	議案第3号	門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の制定について	8
第6	議案第4号	門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則の一部改正について	15
第7	議案第5号	門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について	17
第8	議案第6号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	19
第9	議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申出について	22
第10	議案第8号	令和3年度教育費補正予算の見積り申出について	24
第11	議案第9号	令和4年度教育費当初予算の見積り申出について	29

第12		諸報告	36
-----	--	-----	----

承認第1号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和3年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和2年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和3年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金

(項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費国庫補助金	千円	学校施設環境改善交付金	千円	千円
	45,878		45,878	沖小学校大規模改造事業交付金 【小学校施設整備事業】 11,138
				門真みらい小学校大規模改造事業交付金 【小学校施設整備事業】 11,546
				第五中学校大規模改造事業交付金 【中学校施設整備事業】 10,961
				門真はすはな中学校大規模改造事業交付金 【中学校施設整備事業】 12,233

(款) 市債

(項) 市債

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育債	千円	学校教育施設等整備事業債	千円	千円
	90,200		90,200	沖小学校LED照明設備改修整備事業債 【小学校施設整備事業】 21,900
				門真みらい小学校LED照明設備改修整備事業債 【小学校施設整備事業】 22,700
				第五中学校LED照明設備改修整備事業債 【中学校施設整備事業】 21,500
				門真はすはな中学校LED照明設備改修整備事業債 【中学校施設整備事業】 24,100

令和3年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正額	事業名 1	説明	
		事業名 2		
学校管理費	千円	○学校施設と教育環境の充実 小学校施設整備事業	千円	
	67,384		67,384	
			委託料	
			各種業務委託料 (資産)	
			沖小学校LED照明設備改修工事 施設設計業務委託料	3,696
			門真みらい小学校LED照明設備改修工事 施設設計業務委託料	4,607
		工事請負費		
		工事請負費 (資産)		
		沖小学校LED照明設備改修工事	29,390	
		門真みらい小学校LED照明設備改修工事	29,691	

(款) 教育費 (項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明	
		事業名 2		
学校管理費	千円		千円	
	68,896	○学校施設と教育環境の充実 中学校施設整備事業		
		68,896	委託料	
			各種業務委託料 (資産)	
			第五中学校LED照明設備改修工事実施設計業務委託料	4,605
			門真はすはな中学校LED照明設備改修工事実施設計業務委託料	3,253
			工事請負費	
			工事請負費 (資産)	
			第五中学校LED照明設備改修工事	27,953
			門真はすはな中学校LED照明設備改修工事	33,085

繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
教育費	小学校費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	67,384
教育費	中学校費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	68,896

地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還方法
学校教育施設等整備	226,700	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	316,900	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	226,700				316,900			

議案第2号

門真市立第四中学校区小中一貫校の学校種について

門真市立第四中学校区に整備する小中一貫校の学校種を決定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

「門真市のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」における門真市立第四中学校区に整備する小中一貫校の学校種を決定するにつき、本案を提出するもの。

議案第3号

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行
に関する門真市教育委員会規則の制定について

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則を次のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年門真市条例第23号）の施行に関し必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則

門真市教育委員会が所管する手続等に関する門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年門真市条例第23号）の施行については、門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年門真市規則第37号）の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年門真市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等を行う者又は市の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市の機関等の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行うものとする。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。第6項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでな

い。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関等が指定する電子証明書
- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、市の機関等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項若しくは電磁的記録に記録すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、又は当該書面等若しくは電磁的記録を提出するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、市の機関等の定めるところにより、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。
- 5 他の条例等の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第1項又は第3項の規定により、当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項又は当該複数の電磁的記録のうち1通に記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は電磁的記録に記録すべき事項が入力されたものとみなす。
- 6 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第2項各号のいずれかに該当するものと併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。
- 7 条例第4条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第1項の規定により行われた申

請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

8 条例第4条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市の機関等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市の機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第5条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 市の機関等は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市の機関等の定めるところによる届出

3 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

4 条例第5条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市の機関等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市の機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 市の機関等は、条例第6条第1項の規定により当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法若しくは当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 市の機関等は、条例第7条第1項の規定により当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

(適用除外)

第9条 条例第8条第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等のうち当該申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市の機関等が認めるもの
- (2) 申請等のうち当該申請等に係る書面等にその原本を確認する必要があるものがあると市の機関等が認めるもの
- (3) 処分通知等のうち当該処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があるもの
- (4) 処分通知等のうち当該処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要があるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市の機関等が認めるもの

(添付書面等の省略)

第10条 条例第9条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げるとおりとし、条例第9条に規定する電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものは、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（様式の特例）

第11条 条例第4条第1項又は第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等又は処分通知等を行う場合において、他の条例等の規定に当該申請等又は処分通知等に係る様式の定めがあるときは、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定める様式により行うことができる。

（その他の手続等）

第12条 市の機関等に係る手続等のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条から第9条までの規定又は条例第4条から第7条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

（細目）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号

門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則（平成11年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

中学校の勤務時間の割振り変更を行うために、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則（平成11年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分	勤務時間の割振り	休憩時間	区分	勤務時間の割振り	休憩時間
略			略		
中学校	午前8時30分から	略	中学校	午前8時15分から	略
	<u>午後5時まで</u>			<u>午後4時45分まで</u>	
略			略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（平成25年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

中学校の勤務時間の割振り変更を行うために、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくり
の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（平成25年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2 （第5条関係）			別表第2 （第5条関係）		
区分	勤務時間の割振り	休憩時間	区分	勤務時間の割振り	休憩時間
略			略		
中学校	午前8時30分から	略	中学校	午前8時15分から	略
	午後5時まで（休憩時間を除く。）			午後4時45分まで （休憩時間を除く。）	
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

新たに（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会及び門真市就学支援委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
く 略		く 略	
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務		
門真市就学支援委員会	特別な支援及び配慮を要する幼児、児童及び生徒の就学先又は進学先の決定に係る助言を行うために必要な事項についての調査審議に関する事務		
3 略		3 略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
く 略		く 略	
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委	日 8,400円		—

改正後		改正前	
員会委員			
就学支援委員会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第7号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正の申出について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

学校運営協議会委員の報酬額を定めるにつき、本案を提出するものである。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
区分		報酬額	区分		報酬額
〃 略			〃 略		
学校運営協議会委員	学識経験者	日 8,400円			
	上記以外の者	日 1,000円			
特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員		略	特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員		略
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第8号

令和3年度教育費補正予算の見積り申出について

令和3年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和3年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金

(項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 12,375	学校保健特別対策事業補助金	千円 12,375	千円 学校保健特別対策事業費補助金追加分 【学校予算配当事業（新型コロナ対策）】 12,375

(款) 府支出金

(項) 府補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費府補助金	千円 962	市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	千円 962	千円 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金追加分 【学校予算配当事業】 962

令和3年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円		千円
	16,650	○施策評価対象外事業	
		学校予算配当事業 (新型コロナ対策)	
		16,650	需用費
			消耗品費 6,434
			修繕料
			その他修繕料 2,226
			備品購入費
			少額物品購入費
		庁用器具費 7,398	
		重要物品購入費	
		保健用備品費 592	

(款) 教育費 (項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円		千円
	8,100	○施策評価対象外事業	
		学校予算配当事業 (新型コロナ対策)	
		8,100	需用費
			消耗品費 3,059
			修繕料
			その他修繕料 311
			備品購入費
			少額物品購入費
			庁用器具費 3,295
		重要物品購入費	
		保健用備品費 1,435	

繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
教育費	小学校費	学校保健特別対策事業	16,650
教育費	中学校費	学校保健特別対策事業	8,100

議案第9号

令和4年度教育費当初予算の見積り申出について

令和4年度教育費当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年2月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和4年度 教育費当初予算見積書

歳入

単位 千円

項	目	令和4年度	令和3年度	説明
1. 負担金		2,365	2,401	
	(1)教育費負担金	2,365	2,401	・日本スポーツ振興センター個人負担金
2. 使用料		2,635	2,831	
	(1)教育使用料	2,635	2,831	・幼稚園使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・行政財産目的外使用料
3. 国庫負担金		46,162	53,637	
	(1)教育費国庫負担金	46,162	53,637	・子育てのための施設等利用給付費交付金
4. 国庫補助金		30,504	41,865	
	(1)教育費国庫補助金	30,504	41,865	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 ・大和田小学校大規模改造事業交付金 ・社会資本整備総合交付金 ・切れ目ない支援体制整備充実事業補助金 ・公立学校情報機器整備費補助金
5. 府負担金		23,081	26,818	
	(1)教育費府負担金	23,081	26,818	・子育てのための施設等利用給付費交付金
6. 府補助金		22,389	23,887	
	(1)民生費府補助金	3,462	3,075	・子どもの貧困緊急対策事業費補助金
	(2)教育費府補助金	18,927	20,812	・教育支援体制整備事業費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・学習支援員配置事業費補助金
7. 基金繰入金		244,922	67,292	
	(1)教育振興基金繰入金	244,922	67,292	・教育振興基金繰入金
8. 雑入		22,670	22,655	
	(1)雑入	22,670	22,655	・市施設光熱水費等徴収金 ・幼稚園実習生謝礼金 ・給食用廃油売却代金 ・賠償保険金 ・給食棟設備等使用料 ・幼稚園バス借上料個人負担金
9. 市債		407,000	143,000	
	(1)教育債	407,000	143,000	・門真・古川橋・東・門真みらい・四宮・速見小学校、 第二・第三中学校校舎屋上防水改修整備事業債 ・大和田・上野口小学校給食棟整備事業債 ・大和田小学校トイレ改修事業債 ・第二中学校屋外階段改修整備事業債 ・五月田小学校公共下水道接続整備事業債 ・速見小学校屋内運動場床改修整備事業債 ・(仮称)新統合学校整備に伴う撤去工事業債 ・公共用地取得事業債 ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
合計		801,728	384,386	(対前年度比 417,342)

歳出
款 教育費

単位 千円

項	目	令和4年度	令和3年度	説明
1.	教育総務費	1,166,704	1,058,903	
	(1) 教育委員会費	6,474	6,494	・委員会定例会等事務
	(2) 事務局費	756,733	649,384	・幼児教育推進事業 ・学校適正配置推進事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・GIGAスクール構想推進事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・職員労働安全衛生事業
	(3) 教育振興費	375,832	381,070	・就学援助事業 ・奨学金事業 ・スクールアドバイザー配置事業 ・教職員研修事業 ・学力調査推進事業 ・特別支援教育推進・看護師配置事業 ・中学生放課後学習支援Kadoma塾事業 ・学校図書館司書配置事業 ・研究指定校・教育課程研究活動事業 ・英語指導員配置事業 ・教育課程事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・医療的ケア児に対する看護師配置事業 ・子ども悩み相談サポート事業 ・学校運営協議会（コミュニテイ スクール）設置推進事業 ・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業
	(4) 人権教育推進費	8,480	8,067	・人権教育推進支援事業
	(5) 教育センター費	19,185	13,888	・適応指導教室等運営事業 ・教職員研修事業 ・学力向上事業 ・教育のICT環境整備事業
2.	小学校費	1,061,185	837,072	
				・学校安全推進事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・学力向上事業 ・学校保健事業 ・小学校施設整備事業 ・教育のICT環境整備事業

	(1) 学校管理費	1,061,185	837,072	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・小学校運動場芝生化事業 ・学校予算配当事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
3. 中学校費		444,253	367,435	
	(1) 学校管理費	381,067	304,279	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・学力向上事業 ・学校保健事業 ・中学校施設整備事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
	(2) 学校建設費	63,186	63,156	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 幼稚園費		174,864	184,088	
	(1) 幼稚園管理費	67,689	72,383	・公立幼稚園運営事業
	(2) 教育振興費	107,175	111,705	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等給食費補助事業 ・子育てのための施設等利用給付事業
5. 社会教育費		10,825	11,335	
	(1) 社会教育総務費	308	300	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育振興事業 ・社会教育活動促進事業
	(2) 青少年費	10,517	11,035	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全見守り事業 ・青少年社会環境整備事業 ・二十歳のつどい事業 ・めざせ世界へはばたけ事業 ・地域学校協働本部事業
6. 保健体育費		403,602	405,945	
	(1) 保健体育総務費	403,602	405,945	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 ・給食運営事業 ・学校体育施設開放事業
合計		3,261,433	2,864,778	(対前年度比 396,655)

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(仮称)新統合学校整備に伴う仮設校舎 他整備事業	令和4年度) 令和8年度	296,520
(仮称)新統合学校整備に伴う学校整備 発注支援等業務委託	令和5年度	20,815
(仮称)新統合学校整備に伴う仮設校舎 整備他工事監理業務委託	令和4年度) 令和5年度	10,299
学びの場づくり支援他業務委託	令和5年度	4,490
		千円
学校事務ネットワークシステム業務委託	令和4年度) 令和9年度	31,155
英語教育活動派遣業務委託(10)	令和4年度) 令和5年度	23,315
学校し尿浄化槽維持管理業務委託(2)	令和5年度	207
海外派遣研修業務委託(11)	令和4年度) 令和5年度	4,608
学校給食調理業務委託 (26)	令和4年度) 令和7年度	295,800

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千 円		千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	
(仮称)新統合学校整備に伴う仮設校舎他整備事業	296,520	-	-	令和4年度 ～ 令和8年度	296,520	-	-	-	296,520
(仮称)新統合学校整備に伴う学校整備発注支援等業務委託	20,815	-	-	令和5年度	20,815	-	-	-	20,815
(仮称)新統合学校整備に伴う仮設校舎整備他工事監理業務委託	10,299	-	-	令和4年度 ～ 令和5年度	10,299	-	-	-	10,299
学びの場づくり支援他業務委託	4,490	-	-	令和5年度	4,490	-	-	-	4,490
学校事務ネットワークシステム業務委託	31,155	-	-	令和4年度 ～ 令和9年度	31,155	-	-	-	31,155
英語教育活動派遣業務委託(10)	23,315	-	-	令和4年度 ～ 令和5年度	23,315	-	-	-	23,315
学校し尿浄化槽維持管理業務委託(2)	207	-	-	令和5年度	207	-	-	-	207
海外派遣研修業務委託(11)	4,608	-	-	令和4年度 ～ 令和5年度	4,608	-	-	-	4,608
学校給食調理業務委託(26)	295,800	-	-	令和4年度 ～ 令和7年度	295,800	-	-	-	295,800

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還方法
学校教育施設等整備	千円 407,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政 府 地方公共団体 金融機構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年 以内に半年賦及び年賦元 利均等又は半年賦及び年 賦元金均等の方法で償還 する。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
計	407,000				

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市校区問題委員会運営要綱の廃止について
2	令和4年度当初教職員数の見通し等について